

自転車に乗る『覚悟』はありますか？



自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており「車のなかま」です。免許は不要でも交通ルールを必ず守る義務があり、法律違反をすれば自動車と同様の責任が問われます。

決して歩行者と同じ立場ではないことを十分に意識してください。そして自転車という人を死傷させる可能性を持った危険な乗り物を運転していることを常に考えて、**【歩行者を守る行動】**（特に自転車の通行が認められている歩道通行時において）をしてください。

また、交通ルールや歩行者を守る行動をすることが運転者自身の安全にも繋がります。

【参考：交通ルール】

★ 自転車で歩道を通行できる場合を守るべき交通ルール ★

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行（すぐに止まれる速度で通行すること）しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

●警視庁

「自転車の交通ルール」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html#cms2581E>



●警視庁

「自転車の正しい乗り方」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/leaflet.files/ref.pdf>

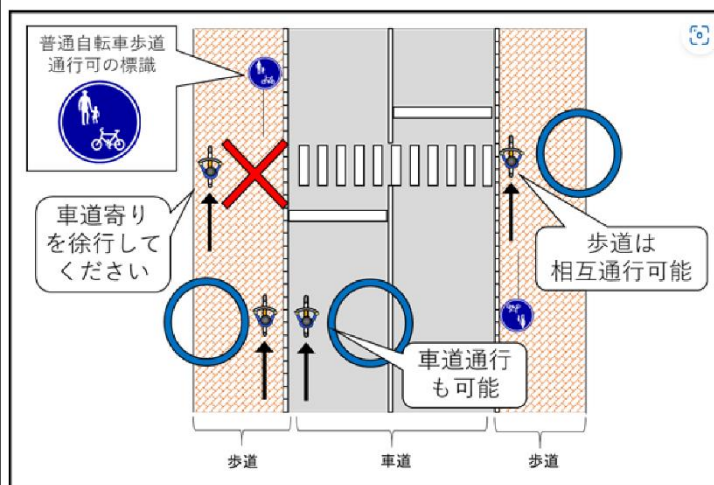


歩道（普通自転車が通行可能な場合）

普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がない場合

相互通行可能ですが、中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（罰則）2万円以下の罰金又は料料



【出典】警視庁「自転車の交通ルール」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html#cms2581E>

↓ウラ面は、大阪大学の構内やその周辺において注意すべき自転車ルールです。必ず確認してください。

【大阪大学の構内やその周辺において注意すべき自転車ルール】

大阪大学 Web ページ「自転車使用と通学に関するルール」

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/campus/campus_prep/bicycle_rule

を必ず確認してください。



【以下、特に注意すべきこと】

豊中キャンパス

●「阪大坂」の自転車通行禁止

「阪大坂」（キャンパス石橋門から阪急「石橋阪大前駅」方面に向かう大阪大学総合学術博物館前までの坂道）は通行禁止です。

●石橋交差点の「ななめ横断」禁止

大阪大学総合学術博物館と阪急「石橋阪大前駅」との間にある「石橋阪大下交差点」は、自転車の「ななめ横断」（自動車と同様に正面の青信号で斜めに直接「右折」すること）は禁止されています。交差点の左側端に沿って徐行しながら大回りで右折（いわゆる二段階右折）してください。

吹田キャンパス

●歩道上の歩行者優先（オモテ面を再確認）

キャンパス隣接道路の（自転車走行が認められている区間の）歩道上を猛スピードで走行するケース（※）が非常に多く見られ、歩行者が恐怖を感じています。また、実際に本学学生の自転車と歩行者との間で重大な人身事故も発生しています。

「授業や出勤に遅れそうなので（徐行せずにスピードをだす）」等の自分勝手な理由で歩行者を危険にさらすようなことは絶対にやめてください。くれぐれも、歩行者優先の交通ルールを意識した運転をしてください。

※【特に危険な状態になるケース】

吹田キャンパス西側に隣接している道路の歩道（右図の赤線の区間）でスピードを出して下るケース。



箕面キャンパス

●キャンパス内の駐輪禁止

○箕面キャンパス構内には駐輪場はありませんので、徒歩・公共交通機関により通学してください。

○自転車で通学する場合は、箕面市営の箕面船場第一駐輪場（デッキ下）等の有料駐輪場を各自で利用してください。

○キャンパス周辺の路上や店舗等に不法に駐輪することはルール違反です。キャンパス周辺の地域の皆さんの安全に配慮し、迷惑をかけないように交通ルールを遵守してください。